

議第 77 号

下呂市児童館条例の一部を改正する条例について

下呂市児童館条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市萩原北児童館の廃止に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市児童館条例の一部を改正する条例

下呂市児童館条例（平成16年下呂市条例第89号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童館の名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 児童館の休館日は、<u>12月29日から翌年の1月3日までの日及び別表に規定する児童館ごとに別に定める日</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用時間)</p> <p>第5条 児童館の使用時間は、<u>午前9時から午後5時30分までの間で別に定める時間</u>とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><u>(使用許可の取り消し等)</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">下呂市下呂中央児童館の項・下呂市金山児童館の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	下呂市下呂中央児童館の項・下呂市金山児童館の項 (略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童館の名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 児童館の休館日は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用時間)</p> <p>第5条 児童館の使用時間は、<u>午前10時から午後5時まで</u>とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><u>(使用の制限)</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市萩原北児童館</td> <td style="text-align: center;">下呂市萩原町野上768番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">下呂市下呂中央児童館の項・下呂市金山児童館の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	下呂市萩原北児童館	下呂市萩原町野上768番地	下呂市下呂中央児童館の項・下呂市金山児童館の項 (略)		名称	休館日		
名称	位置														
下呂市下呂中央児童館の項・下呂市金山児童館の項 (略)															
名称	位置														
下呂市萩原北児童館	下呂市萩原町野上768番地														
下呂市下呂中央児童館の項・下呂市金山児童館の項 (略)															
名称	休館日														

改正後	改正前		
	<u>下呂市萩原 北児童館</u>	<u>・日曜日 及び土曜 日</u>	<u>・国民の祝日に 関する法律（昭 和23年法律第</u>
	<u>下呂市下呂 中央児童館</u>	<u>・日曜日</u>	<u>178号）に規定 する休日。ただ</u>
	<u>下呂市金山 児童館</u>	<u>・月曜日 ・第3日 曜日</u>	<u>し、子どもの日 を除く。 ・8月14日から 16日まで及び 12月29日から 翌年の1月3 日までの日</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市児童館条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市萩原北児童館の廃止に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 別表第2の削除に伴い、「別表第1」を「別表」に改めます。

(第2条、別表第1関係)

(2) 使用時間及び休館日を利用者のニーズに合わせて柔軟に設定するために、改めます。

(第4条、第5条、別表第2関係)

(3) 第9条の見出しを改めます。

(第9条関係)

(4) 別表中、下呂市萩原北児童館の規定を削ります。

(別表第1、別表第2関係)

(5) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

(附則関係)